

## 平成30年度事業計画

### I 基本方針

平成22年に改正臓器移植法が施行され、本人の意思表示がない場合に家族の意思により臓器を提供することが可能になりました。これを契機に脳死下での臓器提供は毎年増加し、平成29年は過去最多の77件となりましたが、一方で、心停止下での臓器提供件数が減少し、全体の臓器提供件数でも一時的に減少。平成26年から増加に転じ、平成29年1年間の提供件数がようやく減少前の水準に回復したところで、臓器不足の状況は改善されていません。

このため、臓器移植の現状、制度の役割等について一般県民の理解を広げるための広報・啓発活動が重要であり、事業の拡大を図ります。

また、貴重な臓器提供機会を適切にとらえて円滑な対応を行うため、医療施設を対象に、ドナー候補者家族への選択肢の提示、臓器提供時に的確・円滑な対応等を行うための院内研修など、医療施設内の体制づくりのための支援に取り組みます。

さらに、臓器移植希望者に対しては、臓器移植に関する情報の提供が不足がちであるため、情報提供機会を確保するとともに、臓器移植希望の登録を支援します。

なお、財団事業を有効に推進するためには財団体制を強化することが喫緊の課題であるため、県からの支援を得、事務局体制の整備を図ります。

平成30年度事業は、これまでの事業を継続し、以下とおりとします。

#### 〔公益目的事業1〕

##### 1. 県民への広報事業

臓器移植及び腎臓病の予防に関する理解を広げるための啓発事業

##### 2. 移植医療体制整備等事業

臓器提供、臓器移植を担う医療機関の対応力の向上や臓器搬送をはじめ移植医療との連携が必要な機関などの体制の整備と連携の強化等を推進する事業

##### 3. 臓器移植希望者支援事業

臓器移植を希望する患者に対する情報提供・助成等の支援事業

##### 4. 臓器提供者フォロー事業

臓器提供者側に十分な敬意と謝意を示すとともに、提供者家族等への精神面の支援等を行う事業

## II 県民への広報事業（公益目的事業1）

### 〔目的〕

県民に対して、移植医療や提供臓器が不足している現状、臓器提供の制度など、移植医療への理解を広げるとともに、特に臓器移植希望が多い腎不全患者の増加を抑制するため、腎疾患の予防のための普及啓発活動を行う。

### 〔事業内容〕

#### （1）臓器移植普及推進月間事業

毎年 10 月に全国で統一的に展開される臓器移植普及推進月間事業の一環としての事業を県内で実施することにより、移植医療に対する県民の関心、機運を高める。

##### ① 街頭キャンペーン事業

- ・実施時期 平成 30 年 10 月
- ・実施場所 大型ショッピングセンター等
- ・事業内容 街頭での広報資料の配布、メッセージでの呼びかけ併せて腎臓病予防の広報を行う。
- ・実施体制 県や佐賀県腎臓病協議会、ライオンズクラブ等の協力を得て実施

##### ② 懸垂幕、ポスター等による広報

月間中、佐賀県庁庁舎に一般県民向けに臓器提供への理解を求める懸垂幕を掲示するとともに、グリーンのライトアップを実施する。

また、県内医療機関や官公所に協力を求め、ポスターを掲示する。

##### ③ 広報グッズによる広報

市町、公共施設、学校などでの一般県民向けの広報の一環として、ポスターの掲示と合わせて、アンケートとセットにした広報グッズによる広報を行うことによって、訴求力の高い広報を実施する。

- ・広報グッズ 当バンクオリジナル制作  
2,000 個程度
- ・実施時期 10 月
- ・配布箇所 市町庁舎、公共施設、高等学校などポスター配布箇所イベント会場ブースでの広報ほか

#### （2）各種イベント等における広報事業

県内各地で開催される各種のイベント会場等において、積極的に広報資料の配布等を行い、移植医療に対する理解促進、臓器提供意思表示の普及を図る。

#### （3）出前講座

各種団体の会合や学校での命の教育等の機会での要請に応じて、臓器移植コーディネーター等による講座、学習会等を行う。

(4) 公共施設窓口等における啓発

市町や公共施設、医療機関、金融機関、商業施設等に、臓器移植に関するリーフレット等を配置し、来場者への広報を行う。

Ⅲ 移植医療体制整備等事業（公益目的事業1）

〔目的〕

臓器提供者側の意思表示に適切に対応できるよう、臓器提供の可能性のある医療機関の体制づくりを支援するとともに、臓器提供時において臓器提供医療機関、移植施設、日本臓器移植ネットワーク、県臓器移植コーディネーター等の協力が円滑になるよう連携体制の強化を図る。

〔事業内容〕

(1) 院内移植コーディネーターの配置

臓器提供の可能性が高い救急告示病院等を対象に、臓器提供時の院内調整、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク等との連絡調整を担うとともに、日頃からのドナー候補者の把握や研修会など、院内体制づくりを牽引する役割を担う院内移植コーディネーターを設置する。

(2) 院内移植医療勉強会の開催

臓器提供時に的確に対応できるよう、臓器移植の制度や対応の仕方について学ぶ研修会を、医療機関ごとに開催する。

対象：院内移植コーディネーターを設置する医療機関

(3) 連携・連絡のための会議等の開催

県内の院内移植コーディネーターや移植医、関係スタッフが参加する臓器移植普及会議等を開催し、移植医療に関する関係者の知識・技術の向上を図るとともに、関係者相互の連携・協力体制の強化を図る。

〔対象〕

院内移植コーディネーター、移植担当医師、救命救急担当医師、脳神経外科医師、小児科医師、救急告示医療機関の医師等  
(公社) 日本臓器移植ネットワーク所属の移植コーディネーター  
県臓器移植コーディネーター

〔内容〕

- ・臓器提供に係るマニュアルに関する研究・研修
- ・先進的取組みの紹介
- ・症例検討
- ・臓器提供者の家族や移植経験者の講話

- ・臓器移植に関する意見交換 等

[回数]

2回程度

#### (4) 臓器搬送体制確保の支援

交通事情の変化や関係機関担当者の交替等による臓器搬送時の混乱を防止し円滑な臓器搬送体制が確立されるよう、(公社)日本臓器移植ネットワークと連携し、関係機関との情報交換や搬送マニュアルの確認、見直しなどに継続的に取り組む。

### IV 臓器移植希望者支援事業（公益目的事業1）

[目的]

公益社団法人日本臓器移植ネットワークへの臓器移植希望の登録手続きについての情報提供、登録時費用の一部助成により、臓器移植希望者を支援する。

[事業内容]

#### (1) 臓器移植希望者への情報提供

佐賀県腎臓病協議会や透析医療機関を通じて、臓器移植希望の登録方法等についての情報提供を行う他、登録を支援する。

なお、登録を希望する患者への支援は、透析医療機関、移植医療機関、県臓器移植コーディネーター等が連携して円滑に対応する必要があるため、登録手続の周知や相互の情報交換を行う。

#### (2) 組織適合性検査費用の助成

腎移植希望者が(公社)日本臓器移植ネットワークに登録するために必要な組織適合検査のための費用を助成する。

### V 臓器提供者フォロー事業（公益目的事業1）

臓器提供者及びその遺族に対して敬意と謝意を表すために、葬儀への弔問等を行うとともに、感謝状の贈呈やグリーフケアを行う。